※更新申請および要件等については、日本薬剤師研修センターHPおよび認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領をご自身でも必ずご確認ください。 (令和3年8月19日作成)

> 認定実務実習指導薬剤師を**取得 後、5年以上経過**している。 (※1)

【未取得】 ☑新規認定を目指される方 認定実務実習指導薬剤師 〈養成〉講習会にご参加く ださい。(※3) ※今秋開催予定

【経過していない】

認定実務実習指導薬剤師〈更 新〉講習会は認定期間終了1年前 より受講可能のため、今回受講 の必要はございません。 【経過している】

現在認定期間内で認定実務実習指 導薬剤師の認定を引き続き希望している

【希望しない】

**|経過**していますか

【希望する】

【認定期間中に、実務実習生の指 導が1例以上ある】 【**認定期間を過ぎている**】 Q.認定期間終了後から**2年を** 

Q.認定実務実習指導薬剤師 の取得を希望されますか

【認定期間中の指導実績がない】

前回(6年前)の更新の際に個別審 査により更新(<u>今回が、初めての</u> 更新の場合は〈**更新**〉講習会 <u>(※2) にご参加くださ</u>い) 【認定期間中の指導実績あり】

認定実務実習指導薬剤師(更新) 講習会(※2)を受講してください。

【2年を経過していない】

【2年を経過している】

認定実務実習指導薬剤師<u>〈養</u> 成〉講習会にご参加くださ い。(※3)

※今秋開催予定

日薬研修センターで更新申請を 行ってください。認定期間終了の 3か月前より申請可能です。

( % 4 )

認定実務実習指導薬剤師の更新には、(更新)講習会(※2)の受講が必要です。 まだ受講されていない方は下記をご確認のうえ、受講後に更新申請をしてください。

#### 【(更新)講習会受講していない方】

Q.下記の3つの条件を**全て**満たしていますか。

ア:現に薬剤師実務に従事している

イ:認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事してる

|ウ:更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬師実務に従事している

## 【3つ全てを満たしている】

Q.以下の開催日(いずれか1日)の受講資格があり、受講が可能ですか。

#### 〈開催日〉

第1回:受付を終了いたしました。

第2回:10月2日(土)15時~16時30分於:姫路獨協大学(9月21日申込締切)

第3回:10月10日(日)14時~15時30分於:神戸学院大学(9月26日申込締切)

第4回:10月17日(日)14時~15時30分於:武庫川女子大学(10月5日申込締切)

〈受講資格〉 認定有効期間における認定期間終了日が

第1回:令和4(2022)年9月11日以前、第2回:同10月1日以前

第3回:同10月9日以前、第4回:同10月16日以前

#### 【満たしていない条件がある】

認定実務実習指導薬剤師(更新)講習会の受講要件に当てはまりません。詳細は日薬HP,認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領をご確認ください。

### 【受講が可能である】

講習会詳細を兵薬界8月号または兵庫県薬剤師会HPでご確認いだき、 そちらからお申込をお願いします。

# 【受講が出来ない】

他府県薬剤師会等、他機関が開催する全国の更新講習会で受講することが可能です(※5)。更新講習(e-ラーニング)の薬剤師支援システム(PESS)は今年10月下旬再開予定です。日薬研修センターHP要確認。

受講

- (※1) お手元の認定証、または日薬研修センターHPでご確認ください。
- (※2) e-ラーニング、他府県での受講、平成28 (2016) 年4月以降開催のアドバンストWSの受講含む
- (※3) 認定実務実習指導薬剤師の取得には養成講習会の受講以外に複数の要件がございます。 詳細は日本薬剤師研修センターHPの認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領をご確認ください。
- (※4) <u>認定期間終了が令和4年6月30日までの方については、6か月前から申請可能。</u>認定実務実習指導薬剤師の更新の際には 必ず日本薬剤師研修センターHPの認定実務実習指導薬剤師認定制度実施 要領をご確認ください。
- (※5) 日薬研修センターHP→「認定実務自習指導薬剤師制度」→「認定実務自習指導薬剤師の更新申請」内の項目「更新の条件」→「認定実務実習指導薬剤師養成講習会」にて各地の講習会開催が 決定次第随時掲載